

知的財産判例セミナー

日時 2021年11月19日 (金) 16:10~17:40

オンラインにて開催

※お申し込み後招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

ポールスライン最高裁判決が特許権の均等侵害が成立するための5つの要件を明示したが、その19年後に再び最高裁がマキサカルシトール事件で均等侵害の成立要件について検討を加えた。この二つの最高裁判決によって均等侵害の成立要件がどのように整理されあるいは変容したのかについて検討を加える。

【1】講演者紹介 16:10~16:15
⇒国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】特許法講義 16:15~17:30
「特許権の均等侵害が成立するための要件の再確認
-マキサカルシトール最高裁判決の検討-」
⇒早稲田大学法学部教授 高林 龍 氏

【3】質疑応答 17:30~17:40

参加
無料

登壇者/ 高林 龍 (たかばやし りゅう)

早稲田大学法学部教授、早稲田大学知的財産法制研究所所長、
日本工業所有権法学会理事長、著作権法学会理事

◆経歴◆

1976年早稲田大学法学部卒、東京地方裁判所、那覇地方裁判所、松山地方裁判所判事、
最高裁判所調査官を経て、1995年早稲田大学法学部助教授、1996年~同教授

お問い合わせ・お申込み 11/18 (木) 締切

* ご記入いただく個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません

下記URLよりお申込みください

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=211012100000>



☞こちらを読み取り、
お申し込みも可能です。

【お問い合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

・TEL : 0836-85-9942 ・E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

・http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/

広報 提供プログラム:知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点